

首里城扁額製作検討委員会設置要綱

制定：令和3年6月10日土木建築部長決裁
改正：令和4年6月15日土木建築部長決裁

(目的)

第1条 首里城正殿に設置する扁額3点「中山世土(ちゅうざんせいど)」「輯瑞球陽(しゅううずいきゅうよう)」「永祚瀛壻(えいそえいぜん)」の製作に向けた「首里城扁額製作検討業務」を進めていくにあたり、課題、検討事項の整理を行うため、首里城扁額製作検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 扁額の仕様及びその製作方法に関すること。
- (2) 扁額製作後の設置、展示及び維持管理に関すること。
- (3) その他、首里城扁額製作検討業務にあたり必要な内容に関すること。

(組織)

第3条 委員の構成は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 「首里城正殿扁額製作検討委員会（H13～14年度）」の委員であった者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他、知事が必要と認める者

2 委員会に、関係機関から参画する協力委員を置くことができる。協力委員は、知事が依頼する。

(委員長)

第4条 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員の互選によりその職務を代理する者を置く。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、原則として2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会の開催は、土木建築部長が通知する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、会の進行を行う。
- 3 委員会の各検討事項に対して設置の必要があると認められる時は、部会を設置することとし、部会の参加者は委員会にて決定する。

(外部専門家、施設管理者の意見の聴取)

第7条 委員会及び部会は、技術的判断等が反映可能な運営を図るため、委員長が必要と認めるときは、外部専門家の意見を聴取することができる。

2 委員会及び部会は、委員長が必要と認めるときは、首里城に関係する施設管理者の意見を聴取することができる。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者を出席させ意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、沖縄県土木建築部首里城復興課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。